令和６年１２月１日

令和７・８年度　学校等給食用物資納入業者の募集について

長久手市教育委員会

長久手給食センターで使用する給食用物資について、令和７年度から令和８年度までの納入業者を募集します。希望する事業者は、下記のとおり申請してください。

記

１　申請受付期間

令和７年１月６日（月）から令和７年１月３１日（金）まで
午前８時００分から午後４時４５分まで（土日祝日除く）

２　申請受付場所

長久手市立長久手給食センター（長久手市岩作中権代１１番地３）

３　提出書類

次の提出書類を持参してください。

⑴　申請書（所定の様式があります。（第１号様式））

⑵　添付書類

①　登記簿謄本（法人の場合のみ）
②　営業証明書の写し（個人の場合のみ）
③　営業許可書の写し（管轄保健所の証明のあるもの）
④　食品衛生監視票（１年以内のもの）
⑤　各納税証明書（法人税、法人事業税、法人県民税、法人市民税、市町村民税、消費税及び地方消費税）
⑥　誓約書（所定の様式があります。（第３号様式））

４　資格及び条件

⑴　営業所等が長久手市内または付近にあること。ただし必要物品の調達が困難な食品はこの限りでない。
⑵　事業所の経営内容が良好であること。
⑶　保健所監視評点が良好であること。
⑷　納税義務が遂行されていること。
⑸　学校及び保育所給食を理解し、協力的であること。
⑹　製造加工業者は、衛生上必要な施設、設備が完備されていること。
⑺　給食センターからの指示を守り、指示する日時に納入ができること。
⑻　長久手市暴力団排除条例の規定に基づく排除措置の対象となっていないこと。

5　物資の内容

①青果物類　②調味料（醤油他）③食肉類　④鶏卵類　⑤缶詰　⑥乾物類
⑦魚介類、ねり製品　⑧乳製品　⑨豆腐　⑩こんにゃく、角麩　⑪めん類
⑫ケーキ、菓子類　⑬添加物類　⑭穀類　⑮総合食品　⑯パン製品
⑰その他

※　詳細については、下記までおたずねください。

6　物資納入の流れ

⑴　給食用物資の納入に関する「見積書」は、当センター指定のものを使用していただきます（有償）。(「納品書」及び「請求書」につきましては、内訳を小学校、中学校、保育園、上郷保育園別に集計のうえ消費税等の区分毎の算出が可能な様式で作成してください。)

⑵　物資の品目・予定数量の通知（**納入前月又は前々月１０日頃まで**）

翌月及び翌々月に使用する物資の品目・予定数量を毎月１０日頃までにＦＡＸにて通知します。(原則として、肉・野菜等は納入前月、加工品は前々月に通知します。

学期指定分は、納入学期開始月の前々月に物資の品目を通知します。

⑶　見積書・見本の提出

納入希望物資がある場合は、指定日時を厳守のうえ見積書及び必要に応じて見本を提出していただきます。

⑷　納入業者決定（**納入前月１５～２０日頃**）

物資の選定、納入業者の決定は毎月１５～２０日頃に実施します。

学期指定分は、落札品目がある場合、納入学期開始月の前月上旬までに通知します。

⑸　発注依頼（**納入前月２５日前後**）

納入業者に決定した場合は、毎月２５日前後に発注依頼書をＦＡＸにて通知します。

⑹　物資納入の日時について（**納入月の指定日**）

品名	日にち	時刻
肉類、生卵、牛乳、カット野菜、生麺類、豆腐類、こんにゃく、かまぼこなどの練製品（真空包装のされていない食材）	使用日当日	午前７時４５分から 午前８時まで
冷凍食品、青果物類	使用日前日	午前１０時１５分から 午前１１時３０分まで
乾物類、調味料類	使用日前々日	午前１０時１５分から 午前１１時３０分まで

⑺　支払請求（**納入翌月１０日まで**）

納入月の翌月１０日までに請求書を提出していただきます。支払は、請求書を受理した日から３０日以内に行います。

7　納入業者指定までの流れ

⑴　申請書の提出、受付

※　申請時に誓約書を提出していただきます。

⑵　学校等給食用物資納入業者指定要綱（以下「要綱」という。）第３条に基づく指定基準に適合しているかを審査します。

⑶　⑵により基準に適合していると認められた事業者には、指定通知を送付します。（３月中旬ごろを予定）

⑷　指定を受けた事業者は、要綱第４条第２項に規定する印鑑届を提出していただきます。この届の提出によって正式に指定業者とさせていただきます。

※　今回の指定有効期間は令和９年３月３１日までとなります。

⑸　物資の納入は、肉及び野菜については５月納入分から、加工品については６月納入分から、学期物資については原則２学期納入分からの参加となります。

8　その他

⑴　受付時に書類の確認を行いますので、ご持参ください。

（誓約書もあわせて提出してください）

⑵　この申請に係る指定が暴力団を利するかどうかについて、愛知県愛知警察署に申請者の住所、氏名、電話番号その他の申請書に記載されている情報を提供して、意見を聴くことがあります。

⑶　申請書・誓約書は以下リンクの長久手市のホームページから取得できます。

https://www.city.nagakute.lg.jp/soshiki/kyoiku/kyushoku/1/1/3098.html

⑷　検便、体調管理等については、当センターの指示に従ってください。

（連絡先）長久手市教育委員会給食センター

所在地　〒４８０－１１０３

長久手市岩作中権代１１番地３

長久手市立長久手給食センター

電　話　０５６１－６２－３９１０

FAX　０５６１－６２－５０２９